

平成22年度 医療に関する税制に対する意見(抄録)

日本医師会

平成21年8月

(「重点」の記載があるものは、「平成22年度医療に関する税制改正要望 重点項目」にも掲載されています。)

消費税対策

重点 ・ 消費税対策

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資
に係る仕入税額控除の特例措置創設。

女性医療関係者就業対策

- ・ 事業所内託児所の固定資産税等減免。

予防医療対策

- ・ がん検診への医療費控除適用。

たばこ対策

- ### 重点 ・ たばこ税の税率引き上げ。

社会医療法人対策

- 重点 ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関への寄付者に対する税制措置。
- 重点 ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。
 - ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。

事業税対策

- 重点 ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。
- 重点 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。

産科医療対策

- 重点 ・ 産科医療対策

分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。

分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。

周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長。

勤務医師不足対策

- 重点 ・ 勤務医師に対する所得税軽減。
- ・ 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。

事業承継対策

- 重点 ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。

設備投資対策

- 重点 ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充。
- 重点 ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。
- 重点 ・ 情報基盤強化税制の適用期限延長及び拡充。
 - ・ 転換型老健の固定資産税等減免。
- 重点 ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。
- 重点 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

その他

- 重点 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。

- 重点 ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。
 - ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。

- 重点 ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。(注)

- 重点 ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。

- 重点 ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - ・ その他の措置。

(注) 下線部分についてのみ重点項目とした。

平成22年度

医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成21年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成22年度に行われるよう強く要望します。

【目次】

消費税対策

- 消費税対策
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。 …… 1
上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資
に係る仕入税額控除の特例措置創設。

女性医療関係者就業対策

- 事業所内託児所の固定資産税等減免。 …… 2

予防医療対策

- がん検診への医療費控除適用。 …… 2

たばこ対策

- たばこ税の税率引き上げ。 …… 3

社会医療法人対策

- 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する
医療機関への寄付者に対する税制措置。 …… 4
- 社会医療法人認定取消時の税制措置。 …… 5
- 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。 …… 5

事業税対策

- 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 …… 6
- 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 …… 6

産科医療対策

- 産科医療対策
分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 …… 7
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。
周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の

勤務医師不足対策

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。 …… 8
- ・ 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。 …… 8

事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 …… 9

設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充。 …… 11
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。 …… 12
- ・ 情報基盤強化税制の適用期限延長及び拡充。 …… 13
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。 …… 14
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 …… 14
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 …… 15

その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 …… 16
- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。 …… 17
- ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。 …… 17
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。 …… 18
- ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。 …… 18
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 …… 19
 - ・ その他の措置。

消費税対策

- ・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。

社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。

上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。

- 消費税 -

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3% 5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

また、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の高度化への大きな隘路となっております。

したがって、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入れに係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

（消費税法第4条、第6条、第30条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

女性医療関係者就業対策

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、固定資産税等の減免措置を講ずること。

- 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置を講ずることを要望します。

予防医療対策

- ・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

- 所得税 -

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50% が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

- たばこ税・地方たばこ税 -

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき 3,552 円 (道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)。

社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。

個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。

個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

- 所得税・法人税・相続税 -

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 40 条、第 70 条）

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

- 法人税 -

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

- ・ 社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

- 法人税 -

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号チ）

事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

- 事業税 -

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医療水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

- 事業税 -

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人 (医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

産科医療対策

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限を延長すること。

事業税・法人税・所得税・不動産取得税 -

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%減税措置を講ずるよう要望します。

そして、平成 20 年度税制改正において創設された周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長を要望します。

（地方税法附則第 11 条第 29 項）

勤務医師不足対策

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

- 所得税 -

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

(所得税法第9条、第28条)

- ・ 地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

- 所得税・法人税 -

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

事業承継対策

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

- 相続税・贈与税 -

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1)個人

医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2)医療法人

相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても当該制度を適用できるよう、適用要件を見直すこと。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁

課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法(評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配 < 0 > とする評価)に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率 0.7~0.5 を 0.5 に統一すること。

基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

(相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194-2)

(参考 1) 医療法人の出資の評価(平成 20 年度改正)

医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

(参考 2) 地上権の評価

地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

(残存期間)	(割合)
10 年以下	0.05
10 年を超え 15 年以下	0.1
15 年を超え 20 年以下	0.2
20 年を超え 25 年以下	0.3
25 年を超え 30 年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30 年を超え 35 年以下	0.5
35 年を超え 40 年以下	0.6
40 年を超え 45 年以下	0.7
45 年を超え 50 年以下	0.8
50 年を超えるもの	0.9

設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

- 所得税・法人税 -

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずることを強く要望します。

（措置法第12条の2、第45条の2第1項、第10条の3第1項第1号、第42条の6第1項第1号）

（参考）医療用機器の特別償却率（適用期限：平成23年3月31日）

	現行	要望
(1) 医療用機器（注1）の特別償却率		
以外の医療用機器	14%	30%
医療の安全確保に資する医療用機器（注2）	20%	40%
新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器（注3）	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

（注1）

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

（注2）＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台（低床タイプ）、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

（注3）＜対象機器＞簡易陰圧装置

・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

- 所得税・法人税 -

中小企業投資促進税制は、平成 20 年度改正で適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

なお、中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例についても、適用期限を延長するよう併せて要望します。

(措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 28 条の 2、第 67 条の 5)

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1、000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

(1) 全ての機械・装置

(2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類

(3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75%が対象)

3. 取得価額

(1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上

(2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上

(3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめくり、実務において訴訟(東京地裁平成 20 年(行ウ)第 228 号平成 21 年 1 月 16 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

(参考 3)

中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できる。

- ・ 情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに適用対象を拡充すること。

- 所得税・法人税 -

医療機関ではレセコンの電算処理対応のための機器及びソフトの追加費用、オンライン環境整備のための費用、また場合によってはレセコンの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトのオンライン請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、情報基盤強化税制の適用期限(平成22年3月31日)を延長するとともに取得価額合計額要件(資本金1億円以下の法人及び個人等)を30万円以上とするよう要望します。

(措置法第10条の6、第42条の11、「オンライン請求」に関する平成18年厚生労働省令第111号)

(参考)

情報基盤強化税制の概要

1. 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却(50%)又は税額控除(10%)
2. 対象設備
 - (1) サーバー用オペレーティングシステム 及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - (2) データベース管理ソフトウェア 及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - (3) 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - (4) ファイアウォールソフトウェア ((1)又は(2)と同時に設置されるものに限る)
ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの
3. 取得価額
年間の対象設備の取得価額の合計額が1億円以上(資本金1億円以下の法人、個人等の場合は70万円以上。資本金1億円超10億円以下の法人の場合は3,000万円以上。ただし資本金10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。)

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

- 固定資産税・都市計画税 -

ほとんどの自治体において、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第 6 条、第 367 条)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

- 所得税・法人税 -

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

- 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

- 所得税・法人税 -

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

- 相続税・贈与税・所得税・法人税 -

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。

経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第 33 条第 3 項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第 66 条第 4 項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

- ・ 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

- 所得税 -

医療法人設立等のために医業用資産（土地、建物、医療機器等）を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

- 法人税 -

医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

（法人税法第66条、法人税法施行令第5条第1項第29号ロ、措置法第42条の3の2、措置法第67条の2、医療法第39条、医療法附則第10条）

（参 考）法人税率

（区分）	（現行税率）	（要望税率）
普通の医療法人	30%	22%
（中小の医療法人で年800万円以下の所得）	18%	10%）
特定医療法人	22%	非課税
（年800万円以下の所得）	18%	非課税）

（注） 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

- ・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。

- 所得税 -

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要介護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除制度の創設を要望します。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
- ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
- ・ その他の措置。

- 法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 -

- (1) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例について、下記の措置を講ずることを要望します。

特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。

医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。

医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。

(法人税法第 2 条第 13 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ、法人税法施行規則第 5 条、地方税法第 6 条)

- (2) 一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人(福祉病院)に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成 20 年度税制改正において平成 25 年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

(地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 4 号の 7、第 348 条第 2 項第 10 号の 6、地方税法施行令第 36 条の 10、第 49 条の 15)

平成22年度
医療に関する税制改正要望

重点項目

(社)日本医師会

平成21年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成22年度に行われるよう強く要望します。

【目次】

消費税対策

- 消費税対策
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。 …… 1
上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資
に係る仕入税額控除の特例措置創設。

たばこ対策

- たばこ税の税率引き上げ。 …… 2

社会医療法人対策

- 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する
医療機関への寄付者に対する税制措置。 …… 3
- 社会医療法人認定取消時の税制措置。 …… 4

事業税対策

- 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 …… 5
- 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 …… 5

産科医療対策

- 産科医療対策
分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 …… 6
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。
周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の

勤務医師不足対策

- 勤務医師に対する所得税軽減。 …… 7

事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 …… 8

設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充。 …… 10
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。 …… 12
- ・ 情報基盤強化税制の適用期限延長及び拡充。 …… 14
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 …… 15
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
税制上の特例措置創設。 …… 15

その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 …… 16
- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある
社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する
際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資
者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。 …… 17
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ。 …… 18
- ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。 …… 18
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 …… 19
・ その他の措置。

消費税対策

- ・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。
社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。
(消費税) - 制度の創設 -

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（3% 5%）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

また、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の高度化への大きな隘路となっております。

したがって、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。
(たばこ税・地方たばこ税) - 制度の改善 -

(説明)

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(参考)

たばこ税の概要

・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・ 税率

原則として千本につき 3,552 円

(道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)

社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。
特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。
個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税） - 制度の創設 -

（説明）

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

(法人税) - 制度の改善 -

(説明)

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税) - 制度の存続 -

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税) - 制度の存続 -

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人(医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

産科医療対策

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限を延長すること。

(事業税・法人税・所得税・不動産取得税) - 制度の存続等 -

(説明)

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50% 軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50% 減税措置を講ずるよう要望します。

そして、平成 20 年度税制改正において創設された周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長を要望します。

勤務医師不足対策

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

(所得税) - 制度の創設 -

(説明)

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めません。

事業承継対策

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税) - 制度の改善 -

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても当該制度を適用できるよう、適用要件を見直すこと。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であ

るときは、当該出資者に係る相続税の納税を5年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配<0>とする評価）に改善すること。また、類似業種比准方式の斟酌率0.7~0.5を0.5に統一すること。

基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

（参考1） 医療法人の出資の評価（平成20年度改正）

医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

（参考2） 地上権の評価

地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

（残存期間）	（割合）
10年以下	0.05
10年を超え15年以下	0.1
15年を超え20年以下	0.2
20年を超え25年以下	0.3
25年を超え30年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30年を超え35年以下	0.5
35年を超え40年以下	0.6
40年を超え45年以下	0.7
45年を超え50年以下	0.8
50年を超えるもの	0.9

設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。
(所得税・法人税) - 制度の改善 -

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度(中小企業投資促進税制)に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずることを強く要望します。

(参考) 医療用機器の特別償却率(適用期限:平成23年3月31日)

	現行	要望
(1) 医療用機器(注1)の特別償却率		
以外の医療用機器	14%	30%
医療の安全確保に資する医療用機器(注2)	20%	40%
新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器(注3)	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

(注1)

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

(注2)

<対象機器> シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)、輸液ポンプ(追加要望)

(注3)

<対象機器> 簡易陰圧装置

- ・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税) - 制度の存続等 -

(説明)

中小企業投資促進税制は、平成 20 年度改正で適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

なお、中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例についても、適用期限を延長するよう併せて要望します。

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75% が対象)

3. 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京

地裁平成 20 年（行ウ）第 228 号平成 21 年 1 月 16 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。（参考 3）

中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できる。

- ・ 情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税) - 制度の存続等 -

(説明)

医療機関ではレセコンの電算処理対応のための機器及びソフトの追加費用、オンライン環境整備のための費用、また場合によってはレセコンの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトのオンライン請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、情報基盤強化税制の適用期限(平成22年3月31日)を延長するとともに取得価額合計額要件(資本金1億円以下の法人及び個人等)を30万円以上とするよう要望します。

(参考)

情報基盤強化税制の概要

1. 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却(50%)又は税額控除(10%)
2. 対象設備
 - (1) サーバー用オペレーティングシステム 及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - (2) データベース管理ソフトウェア 及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - (3) 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - (4) ファイアウォールソフトウェア ((1)又は(2)と同時に設置されるものに限る)
ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの

3. 取得価額

年間の対象設備の取得価額の合計額が1億円以上(資本金1億円以下の法人、個人等の場合は70万円以上。資本金1億円超10億円以下の法人の場合は3,000万円以上。ただし資本金10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。)

・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

(所得税・法人税) - 制度の改善 -

(説明)

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(参考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)

(現 行)

(要 望)

○病院・診療所用建物

・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は
鉄筋コンクリート造のもの

39年

31年

・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税) - 制度の創設 -

(説明)

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

(1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度(30%の特別償却又は7%の特別税額控除)

(2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

その他

- | |
|---|
| ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。
(所得税・法人税) - 制度の存続 - |
|---|

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある
 社会医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する
 際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じな
 いよう必要な措置を講ずること。

(相続税・贈与税・所得税・法人税) - 制度の改善 -

(説明)

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実に解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。

経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げること。
(法人税) - 制度の改善 -

(説明)

医療法人(医療法の附則による医療法人を含む)は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

(参考) 法人税率

(区 分)	(現行税率)	(要望税率)
普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年800万円以下の所得)	18%	10%

(注) 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。
(所得税) - 制度の創設 -

(説明)

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要介護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除制度の創設を要望します。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
- ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
- ・ その他の措置。
(法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税) - 制度の存続等 -

(説明)

(1) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例について、下記の措置を講ずることを要望します。

特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。

医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。

医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。

(2) 一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人(福祉病院)に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

日医発第443号（年税12）
平成21年8月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥 人

医療機関に関わる税制問題について

- 地方税(事業税等)・国税(租税特別措置) -

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、緊迫する政治状況の中で、税制につきましては、とりわけ地方税と国税（租税特別措置）の医療機関に対する特例措置等が見直しの対象となった場合には、医療機関に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

そこで、医療機関に対する地方税の各種非課税措置等について、下記の通り論点整理を行うとともに、日本医師会・都道府県医師会・郡市区医師会の税制要望等を行う上での役割についての考え方をとり纏めお示ししますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、医療機関に関わる主な租税特別措置の一覧を作成いたしましたので、ご参考いただければ幸いです(参考資料3をご参照ください)。

記

1. 地方税と「地方分権改革」の流れ

「地方分権改革」の流れを受けて、地方税についても、課税自主権の拡大、すなわち地方税の課税標準及び税率等について、できうる限り地方自治体が決定すべきであるとの考え方が急速に強まっております。

わが国の地方税は、国が定める地方税法で全体の枠組みが決められ、各地方自治体はその枠組みの中で、その地方税の課税標準、税率等について条例で定めるという仕組みとなっています。しかしながら、地方自治体の課税自主権の観点から、地方税法に非課税措置等が講じられているケースについて、課税自主権を制限するものとして、非課税措置等の整理縮小の主張につながることもありえます。

全国知事会では、地方税法で定めている各種の非課税措置の整理縮小と新設等の抑制を求めており、とりわけ事業税の社会保険診療報酬に対する非課税措置の廃止を主張しています¹。また、全国市長会も、同様に地方税法上の、とり

¹ 全国知事会「平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」(平成21

わけ、固定資産税の非課税措置等の整理合理化を主張しています²。これらの点については、他の主要な地方団体だけでなく、総務省も足並みを揃えているところですので、その旨ご承知おき願います（参考資料1をご参照ください）。

参考資料1 医療機関に関わる地方税法上の主な非課税措置等

2. 地方税の税制改正に対する日医、都道府県医師会・郡市区医師会の役割

地方自治は憲法で保障されておりますが、国の政策を阻害することのないよう、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることも否定されるべきものではありません。

医療機関の公益性に応じた措置として、地方税法において一定の非課税措置等を講ずることは十分に合理性を有しており、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置等現行制度の存続については、引き続き日医の課題として取り組んでまいります。

一方、医療機関に対する各種減免措置等については、各地域の実情に応じて従来から地方自治体ごとに条例で定められてきております（参考資料2をご参照ください）。これらの措置の存続や創設等の要望について、日医としては、都道府県医師会あるいは郡市区医師会に対して情報提供等の支援を行ってまいります。地方自治体の「課税自主権」そのもの（地方税法ではなく地方自治体の独自の判断に基づく措置）として働きかけるべきものであることから、都道府県医師会あるいは郡市区医師会が取り組んでいただく必要があります。また、そのような活動は、上記の地方税法上の措置について、地方自治体や地域住民の理解を得ることにもつながります。

なお、医師会立開放型病院等の固定資産税等減免措置については、その根拠となる旧自治省通知（昭和39年）は旧民法34条法人を対象としたものとなっておりますが、平成20年12月の新公益法人制度施行後も当該通知は取り消されておらず、一般社団法人等へ移行した場合においても開放型病院等の公益性は何ら変わるものではないことから、引き続き存続されるべきものであると考えております。

参考資料2 医療機関に関わる地方自治体が独自に定める主な減免措置

年7月14日)

² 全国市長会「平成21年度年税制に関する意見」（平成20年8月）

参考資料1 医療機関に関わる地方税法上の主な非課税措置等

内容	条文	対象業種	日医要望(特に記載のない限り22年度要望内容)
社会保険診療報酬等に対する事業税非課税措置	第72条の2、第72条の23、 第72条49の8	医療機関限定	存続要望
医療法人に対する事業税軽減措置	第72条の24の7	医療機関限定	存続要望
社会医療法人が救急医療等確保事業の用に供する病院及び診療所に係る固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第8号の2、 第348条第2項第11号の5	医療機関限定	21年度税制要望 実現
周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置	附則第11条第29項	医療機関限定	適用期限延長要望
社会医療法人・医師会等が設置する看護学校等に対する固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第3号の2 第348条第2項第9号の2		21年度税制要望 実現
一般社団・財団法人立の福祉病院に対する固定資産税等非課税措置	第73条の4第1項第4号の7、 第348条第2項第10号の6、 施行令第36条の10、 第49条の15	医療機関限定	経過措置を恒久措置へ要望

(参考)

- ・ 民主党「民主党政策集 INDEX2009」(2009年7月)より
地方税については、地方6団体、総務大臣、新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行います。
- ・ 民主党「民主党税制改革アクションプログラム」(2008年12月24日)より
地方税については、地方6団体、総務大臣、および新たな政府税制調査会が対等の立場で協議を行う。
将来的には、地方6団体を核とし、地方自治体の主体的判断に委ねる仕組みとする。
- ・ 全国知事会「平成22年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(総務省関係)」(平成21年7月14日)より
 - ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し
(所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃)を行うこと。
 - ・ 地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。
また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。

参考資料 2

医療機関に関わる地方自治体が独自に定める主な減免措置

保険医療機関に対する固定資産税減免措置等

保険医療機関の公益性などを考慮し、地方自治体の独自の判断に基づき定めたもので、減免の対象や減免割合等はまちまちである。

なお、保険医療機関に対する減免措置については、政令指定都市では、現在 17 都市のうち 5 都市で講じられている。

例えば、ある市では、保険医療機関に対する固定資産税減免措置は平成 21 年 3 月で廃止となったが、現時点で、休日急病診療所に対する固定資産税減免措置、介護老人保健施設に対する固定資産税減免措置がある。

医師会立開放型病院等の固定資産税・都市計画税・不動産取得税減免措置

旧自治省の通知（昭和 39 年）により、地方自治体に対して、医師会立開放型病院等の公益性などを考慮し、地方自治体の独自の判断に基づき減免措置を講じるよう指導されてきた。

しかし、平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、国の通知は従来の「指導」から「助言」という位置づけに変わり、従前の通知は拘束力を失うこととなった¹。

¹ 河野栄、「平成 13 年度の地方財政運営について」、『地方財政』、2001.6、P.20

平成 13 年 4 月 20 日事務次官通知（総財財第 36 号各都道府県知事あて総務事務次官通知）において、「平成 12 年 4 月 1 日に地方分権一括法が施行されて、機関委任事務が廃止されたところであり、機関委任事務制度に係る指揮監督権に基づき地方団体に対し発出されていた当省関係の通達等は、その拘束力を失っているものであることに留意する」とこととされている。

参考資料3 医療機関に関わる主な租税特別措置

内容	条文	対象業種	日医要望(特に記載のない限り)22年度要望内容)
社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)	第26条、第67条	医療機関限定	存続要望
医療用機器特別償却制度	第12条の2、 第45条の2第1項	医療機関限定	21年度に延長要望 実現、22年度に拡充要望
療養病床の特定施設への転換時における改修に係る特別償却制度	第45条の2第2項	医療機関限定	21年度に延長要望 実現
医療法の構造設備基準に適合する病院用建物への建替え等に係る特別償却制度	第12条の3、 第45条の2第3項	医療機関限定	21年度に延長要望 実現
特定医療法人の法人税率の特例	第67条の2	医療機関限定	現行の軽減税率(22%)を非課税に
中小企業投資促進税制	第10条の3、第42条の6		延長及び拡充要望
情報基盤強化税制	第10条の6、第42条の11		延長及び拡充要望
エネルギー需給構造改革投資促進税制	第10条の2、第42条の5		21年度に延長要望 実現
事業所内託児施設の割増償却制度	第46条の4		21年度に延長要望 実現
人材投資促進税制	第10条の7、 第42条の7第5項		21年度に延長及び拡充を要望 延長のみ実現
小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例	第69条の4		特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の400㎡から500㎡に拡大するとともに、その評価割合を20%から10%に引き下げること
寄付税制(現物資産を寄付した場合の寄付者に対する措置)	第40条		社会医療法人も特定医療法人と同様に対象とすること
寄附税制(相続財産を寄付した場合の寄付者に対する措置)	第70条		社会医療法人及び特定医療法人も社会福祉法人と同様に対象とすること
非上場株式等についての贈与税の納税猶予	第70条の7		経過措置型医療法人も対象とすること
非上場株式等についての相続税の納税猶予	第70条の7の2		経過措置型医療法人も対象とすること

(参考)

・「民主党政策集 INDEX2009」(2009年7月)より

租税特別措置透明化法の制定

租税特別措置について、減税措置の適用状況、政策評価等を明らかにした上で、恒久化あるいは廃止の方向性を明確にする「租税特別措置透明化法」を制定します。特定の企業や団体が本来払うはずの税金を減免される点で、租税特別措置(租特)は実質的な補助金と言えます。しかし、民主党の調査の結果、税務当局も要求官庁も各租特の必要性や効果を十分に検証しておらず、国民への説明責任を全く果たしていない実態が浮かび上がってきました。

租特の透明化を進める中で、租特を含めた実質的な負担水準を明らかにし、それにより課税ベースが拡大した場合には、法人税率の水準を見直していきます。